## 主 文

被告人を懲役6か月に処する。 未決勾留日数中20日をその刑に算入する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、常習として、平成13年10月7日午後4時40分ころ、横浜市 a 区 b c 丁目 d 番地 D 敷地内の D サウンドホール前において、転売する目的で得た同日午後5時30分開演予定の「Fコンサート」D 入場券1枚を、B の身辺につきまとって売ろうとしたものである。

(証拠の標目)省略。

弁護人は、被告人は、ダフ屋を探していたBとD入場券(以下「チケット」という。)の交換交渉をしていただけで、同人につきまとったりしていないから、被告人の行為は条例に規定する犯罪構成要件を充足しておらず、無罪であると主張し、被告人も、これに沿う供述をする。そこで、当裁判所の判断を補足する。

そして、以上の証言ないし被告人の供述によれば、被告人がBの前に近づき、同人を促して少し場所を移動したりしたことが認められるところ、「つきまとう」とは、他人の行動に追随することをいい、人の前後、側方について歩き、又は止まって離れないことをいうのであるから、被告人のその行為は「つきまとう」ことに該当すると言うことができ、結局、被告人は、Bにつきまとって、チケットの交換及び追加料金の支払いという方法でチケットを売ろうとしたものである。

また、被告人に常習性があることは証拠上明らかである。

したがって、被告人の行為は、前記条例10条2項、5条2項の構成要件を充足するものであるから、弁護人の主張は採用できない。

(累犯前科)

被告人は、平成9年12月19日横浜地方裁判所川崎支部で公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反罪により懲役5か月に処せられ、 平成10年6月9日その刑の執行を受け終わったもので、その事実は検察事務官作成の前科調書によってこれを認める。

(法令の適用)

1 罰条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 1 0 条 2 項、5 条 2 項(所定刑中懲役刑選択)

- 1 再犯加重 刑法56条1項,57条
- 1 未決勾留日数の算入 同法21条
- 1 訴訟費用(不負担) 刑事訴訟法181条1項ただし書 (量刑の事情)

を軽視することはできない。

本告人は、いわゆるダフ屋行為が音楽会等の健全性を害し、催しを楽しもうとする市民に不快感と迷惑を及ぼす違法な行為であり、厳しくその取締まりが行われていることを十分承知しながら、安易に金儲けをする手段として、本件犯行を行ったものである。被告人は、これまで多数回同種犯行を繰り返し、それによる処罰歴も多数回に及んでいる。しかも、被告人は、当公判廷において、不合理な弁解をして反省の情が乏しい。これらの諸点からすると、犯情はよくなく、被告人の刑事責任を軽視することはできない。

そこで、被告人が老齢の域に入りつつあることなどの被告人のために斟酌すべき 事情をも考慮した上、主文のとおり量刑する。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役8月)

平成13年12月18日 横浜地方裁判所第4刑事部6係

裁判官松野勉